

邪馬壹国の諸問題(下)

—尾崎・牧氏に答う—

古田 武彦

十一

以上によって、尾崎氏の各論点(わたしの論文への反論)についての反証を終った。

けれども、なお、つぎの問題を追記しておきたい。

それは、尾崎氏がみずからその論文の最後を飾られた、一種「神秘」な印象の説についてである。それは二説に分かれている。

(1) 「伊都国の国王は、畿内大和の朝廷を、それがあたかも南九州に在るかの如く魏使に語ったとするのはその一である。」

これは、あたかも、本居宣長の熊襲偽僭説のように、伊都国王偽伝説である。邪馬壹国研究史上著名な「倭人からの伝聞」説を、^①

伊都国王に転化されたのである。

(2) 「前稿に書いたようにそれ倭人伝の邪馬壹は伊都の国王の

信仰の中のみある空想の国と考えられないこともないけれども、しかしいま右の一に述べるように、倭人伝の旅程記事は、畿内大和について可能なことは、南九州日向についても同様に可能なものであるとすれば、伊都の国王の精神上の支えになるならかのものが、ただし現実には戸七万余だなどということは全くなくて、ただ信仰の対象として日向の国に実在した、というようなことも考えられるだろう。」

つまり、三世紀現実の日向に、〃ささやかなる邪馬壹〃が信仰上の聖地として実在した。伊都国王は、その芥子種をふくらまして、〃巨大な中心国家、邪馬壹国〃が日向に実在しているかのようによ偽唱し、魏使はそれを盲信した、というのである。

「ここでは、伊都国王は誇大盲想的な『狂信の語り手』に仕立てられ、魏使や魏晋朝の記録官や史官(陳寿)は、その誇妄にだまされ、無批判に記録した者とされている。

「このような『倭人を侮り』『古代中国人を軽視する』発想がいかに邪馬臺国研究史上の宿痾となってきたか、この点も、前掲書に纒々のべたごとくである。中国語研究の『専門家』たる尾崎氏にしてまた、この宿痾をまぬかれておられないようである。

さすが佐伯有潜氏も、この尾崎氏の神秘主義的構想に対しては、『異論も多いことと思われるが』として、疑惑の意を表明せられた上で、それとは別に尾崎氏の「古田説批判」部分が正鵠を得ている旨、強調せられた。

しかし、実は尾崎論文の前後二編を通して検証すれば判明するように、^④尾崎氏の『中国語音韻の立場からする專家的発言』も、実は右のような特異な構想と相呼応していたのである。そしてその両者とも、厳正な史料批判を経過していない、という共通の脆弱性をになっていることが、以上の再批判によって、判明するにいたったのである。

- ① 古田著前掲書一六五〜八ページ、三八〇〜六ページ
- ② 十の註⑩論文
- ③ 右の①部分参照
- ④ 尾崎氏は前の論文において「卑弥呼」日向、台手「豊ナラズヤトノ

着想」から、「或ル種ノ国生ミ神話ノ断片ニ所謂地名説話ノ加上セラレタルモノ」という「想ヒ」に立って魏志倭人伝を理解する、という特異の説を展開せられた。(また一方では、「台手を伊予に結びつけ」る見解を提示されている。)

〔補注〕

「一字一音主義」的理解について

尾崎氏は、『倭人伝の倭語漢字表記においては、「一字一音主義」が守られている。』という「仮説」を立てられた。これは氏にとって、『倭人伝の倭語表記漢字は純音韻主義的に使用されている。』という命題の、具体的・技術的表現にほかならぬものであった。

けれどもその際、先ず氏にとって「障害」としてたらあらわれたのはつぎの点である。

「單字表」(第二節参照)六十六字を純粹な音韻主義的表記と見なすために、氏にとっては、これらの字はすべて「異音」でなければならなかった。ところが、実は四組八字の同音字があったのである。

- ① 一と壹 (一六、邪馬壹、壹亨)
 - ② 躬と弓 (躬臣、卑弥弓呼)
 - ③ 觚と古 (泄謨觚、柄邊觚、兜馬觚、好古都、狗古智鼻狗)
 - ④ 談と榘 (泄謨觚、多榘)
- この四組に対して、氏はつぎのような「論証」を展開される。
右の①②について。

氏は倭人伝を三段に分けられる。

- A 第一段 倭の政治地理 (「万二千余里」まで)
B 第二段 倭人の習俗 (「周旋五千余里」まで)
C 第三段 倭人の魏朝との交渉記録 (末尾まで)
- 右について、氏は第一・二段(A)と第三段(B)とは別時異人の記

録であると思なし、BはAとは「異質の材料にもとづく記述だと考える方が自然であろう。」と言われる。

そして右の①②中の「一、船」がA(第一段)に表われ、「壹、弓」がB(第三段)に表われることから、#これは異時別人の記録だから、「同音」でも、「一字一音主義」理解に矛盾しない。#と言われるのである。

この場合、肝心の「邪馬壹」は、A(第一段)に出ているのであるから、この氏の種類に矛盾する。しかし、氏は「邪馬壹」については、いまは問題にしない。私はなお邪馬壹のあり得べきことを、信じているのである。邪馬壹が正しいと信じているというのではない、それがあってもさしつかえないと思つてゐるというのである。と記して、この分析から除外しておられる。

#邪馬壹であっても「さしつかえない」#という理由から、「邪馬壹」の字面を無視し、A(第一段)には「壹」という漢字表記は存在しないこととして分類してゆく——ここに氏の史料操作の#無造作さ#が端的にあらわれている。

その上、右のAとBが異時別人の記録だという論証、この肝心の論証を一切しめしておられないのである。そして逆に、右の①②の「同音」がAとBの各々にあらわれることを根拠として、「つまり、これらの文字(じつは音)を含む倭語が、異時別人の記録であることを示すといえないだろうか。」と言われる。

これはまさに論理上無意義な同語反復である。なぜなら、氏の立論に不都合な「同音字」の存在という矛盾に対して、「異時別人の記録」による、という理由を付されながら、逆にその「異時別人の記録」であるという根拠を「同音字」がそれぞれに存在することに求めておられるからである。

これは「右手の潔白を証明するに左手をもってし、左手の潔白を証明

するに右手をもってする」類の循環論法である。

(倭人伝がいかなる原資料を根拠にしていたか、という問題は、好箇の研究課題ではあろう。しかし、他に同時代の第一次資料が現存しないだけに、その方法はきわめて慎重でなければならず、当然必要にして十分な史料批判を経過したものでなければならぬであろう。)

つぎに「觚と古」について。

これについて、氏は「觚」が「平声」、「古」が「上声」であることをもって、「同音」ながら「異声」であるとしておられる。そして先記(第十節①参照)のように、水谷氏の論文を引いて「平声(この場合には觚)字は梵語の長母音に対応し易く、上声(この場合には古)字は梵語の短母音に対応し易い」と言われる。

しかし、三世紀において、これら「觚」や「古」によって表わされた倭音がはたしてそれぞれ「長母音」「短母音」であったかどうかという問題の立証を欠いている。(さらに、倭語の長母音と短母音が漢字表記における「平声」と「上声」という「同音異声」に反映しているとするならば、六十六字中、わずかこの一組しか「同音異声」例がないというのは、いささか不自然であり、さらに慎重な分析が望まれよう。)

それゆえ、もし音韻学者としてこのような立言を行われるならば、#倭人伝においては、一般に倭語の「長母音」「短母音」が、中国側において、それぞれ「平声」「上声」として「異声」で表記されている。#という法則性を、必要にして十分な検証によって抽出し、その上に立つてこそ立言されるべきであらう。しかるに、氏はそのような基礎作業を一切行わず、先の循環論法をもってこれに換えておられるのは、中国語学の「専門家」としていささか不自然たるをまぬかれないのではあるまいか。つぎに談と模について。

「談」を翰苑所引の魏略において、「溪」と記してある点より、「[談]」は「[?]」にあやまりやすかつたとし、原文の「談」は「漢」のましが

ではないか、とせられる。つまり、「漢↓漢」という「改定」を行われるのである。すなわち、この「漢」なら「檣」とは「異音」だ、というわけである。

従来、邪馬台国研究者の「通弊」たる「自己の立論のための難点に当面すれば原文を改定して切り抜ける」という手法がここでも用いられている。(古田前掲書一六四―五ページ、三六八―九ページ参照)このような手法で「同音字」を「異音字」に切り変えることができるのなら、これまた、いかなる「同音字」も後代字者の「手かげん」による「改定」によって、速座に「異音」化できるであろう。氏にとって、輪死魏略はいわば「改定」のヒントを提供したものにすぎず、氏はみずからこの史料にも存在せぬ「漢」字を創案し、もって自己立論の難点に対処しようとしたのである。

以上によって明らかになったように、氏が「一字一音主義」的理解のために行われた、各種の「同音字の異音化」作業は、いずれも史料批判の厳格な視点から見れば、遺憾ながらきわめて「恣意的な手法」に陥っている、と言わざるをえないようである。

十二

尾崎論文に対する再批判を終えた今、牧論文を検証しよう。

牧氏は先にあげた龍谷法字の論文に加え、さらに相次いで出された論文

「魏志倭人伝正解の条件」(史林第53巻第5号)

の中でも、重ねてわたしの第一論文「邪馬壹国」への批判を行われた。

その全体については、わたしの前掲書における倭人伝解説がおのずからそれに対する回答に当るであろう。

それ故、今は龍谷法字、史林の両論文に共通して牧氏の提示せられた「臺」の漢字表記「問題」に限定して再検証を加えることとする。

(一) 「リント」の地名表記について

牧氏の提示せられた史料はつぎのようである。

A 宛善馬絶不_レ來。烏孫命頭、易苦_二漢使_一矣。^②

(史記第六十三、大宛列伝)

B 宛善馬絶不_レ來。烏孫輪臺、易苦_二漢使_一。

(漢書第三十一、張騫李広利伝)

この二文の相似から、漢書が史記の文を襲うていることは明らかである。ところが、史記の場合「命頭」とあった地名が、漢書では「輪臺」と変えられている。

この点から、牧氏はつぎのように推論される。

「史記の『命頭』が前漢書では『輪臺』になっているのは、両者が共に『リント』という同一の地名を表現しているからだろうと思うのである。」^③(龍谷法字所取論文62ページ)

つまり牧氏の考えでは、原地音「リント」が、一方では「命頭」、他方では「輪臺」と漢字表記せられた、とし、ここに「臺」

が「ト」の漢字表記として用いられた「疑のない証拠」^④がある、と言われるのである。

この牧氏の推論に対する反証をあげよう。

漢書は、西域伝等において、果して「ト」の音を「臺」で表記する^⑤という表記方式をとっているであろうか。

左の漢書内の事例を見よう。

○尉頭、國王治_二尉頭_一谷_一。（漢書西域伝上、尉頭國）

○其王烏頭、勞數剽_二殺漢使_一。烏頭、勞死、子代立。（漢書西域伝上、尉頭國）

尉頭國

○匈奴單于曰_二頭曼_一。頭曼不_レ勝_レ秦、北徙十余年。（漢書匈奴伝上）

○少子姑督樓頭、為_二右谷蠡王_一。（漢書匈奴伝下）

右において「尉頭、國」「尉頭、谷」「烏頭、勞」「頭、曼」「姑督樓頭」といったように、いずれも夷蛮の国名・地名・單于名・王名等を表記する場合、「頭」の字が用いられている。ことに「尉頭國」「尉頭谷」の場合、例の「命頭」と同じ西域の地名である。

したがって、同一箇所を指す地名を「命頭」から「輪臺」へと漢書の著者が書き変えたのは、「表音」上の理由からではないことが判明する。すなわち、史記の著者は「ト」を「頭」で表記していたのに、漢書の著者は「ト」を「臺」で表記することとした。^⑥というような、「原地音の表記漢字の変化」という、単純

な音韻上の理由ではない、と言わなければならぬ。

なぜなら、もしこれが「ト」音表記が単に「頭（史記）→臺（漢書）」と移ったこと^⑦の反映ならば、同じ漢書内に存在する、右の「尉頭國」「尉頭谷」「烏頭勞」「頭曼」「姑督樓頭」は当然、それぞれ「尉臺國」「尉臺谷」「烏臺勞」「臺曼」「姑督樓臺」という表記となっていなければならないはずである。

しかし、漢書の西域伝、匈奴伝内の事実はこれに反する。したがって、現地音「ト」の類の音は、漢書においてもやはり史記の場合と同じく、「頭」と表記されている、と見るほかないのである。^⑧

それ故、漢書の著者がこの「命頭」のみ「輪臺」と書き改めたのは、別の理由がなければならぬ。端的に言えば、漢書の段階では、命頭の地が「輪臺」と呼ばれていたからである、と思われるのである。

その証拠はほかでもない。牧氏も言及された漢書西域伝にのせられている、武帝の「輪臺の詔」である。

○悲痛常在_二朕心_一。今請遠田_二輪臺_一、欲_レ起_二亭障_一。（漢書西域伝下、烏臺）

このように詔勅内に「輪臺」の名が使われている。すなわち、漢側の正式の稱呼であったことが判明する。

さて、右の詔において、「田」とは「屯田兵を置く」ことであり、「亭障」とは「とりでの物見やぐらと地下道」のことである。すなわち、輪臺は、漢側の屯田兵駐在の地とされているのである。さらに、この「武帝の詔」の直前に、征和中（前九二〜八九、武帝末年）における、搜粟都尉桑弘羊等の奏言として

○臣愚以為、可遣屯田兵詣故輪臺、以東置校尉三人分護。
（漢書西域伝下、烏壘条）

とある。

すなわち「輪臺」が漢側にとって西域支配の一つの中心的な拠点・城塞となっていたことが知られるのである。

このような状況から見ると、「命頭」より「輪臺」への、つきのような地名変遷が考えられる。

(A) 史記大宛伝にあらわれる「命頭」の地名は、「リントウ」あるいは「ロントウ」の類の現地音に対応した漢字表記である。

(B) この「命頭」という字面の意義については、註に詳記する。

(B) これに対して「輪臺」の場合は異なる。これは、現地音の漢字表記ではなく、漢側の命名によるものであると思われる。すなわち、先にのべたように、漢はここを屯田兵等の中心拠点としていたのであるから、その高臺（もりつき）の上に築かれた城塞に対し、この命名を行ったもの、と思われる。

(C) この「臺」の第一の字義として、

○臺 觀四方而高者也。〔説文〕とある。

また、右の武帝の「輪臺の詔」をふくむ漢書西域伝下、烏壘項の冒頭には

○烏壘、戸百一十、口千二百、勝兵三百人、城都尉譯長各一人、与都護同治。

とある。

この「烏壘」の「烏」は「烏の地」たるをしめす語であり、これに城塞をしめす「壘」字を附して、もってこの拠点の呼稱としているのである。

従ってこれと同じく、「輪臺」も、命頭の地に城塞の存する臺地^④の意義をもって命名された、「中国側地名」ではないか、と思われるのである。

(この場合、「輪」はおそらく「命」と同音であって、新たに「車」^⑤がつけられたのは、漢軍等の車馬の駐在の地となっていたことを反映しているのではあるまいか。

○輪 <リン> 龍春切〔集韻〕 Luen²

○命 <ロン> 盧昆切〔集韻〕 Luen²

<リン> 龍春切〔集韻〕 ()

また、辺境におかれた漢側の呼稱による「臺」^⑥として、漢書

武帝紀に下記の記事がある。

（元封元年冬十月）武帝行自雲陽北歷上郡・西河・五原、出長城北登單于臺。至朔方臨北河勒兵十八萬旌旗。徑千余里。威震匈奴。

右の「單于臺」は匈奴側の呼稱でなく、漢側の呼稱である。すなわち、匈奴側が「ゼンウト」といった呼び方をしていたわけではない。単于の臺、もしくは宮殿であったところ、あるいは単于の地に建てた高臺の臺の義から、「單于臺」と名づけたのである。つまり、この「臺」は中国語であって、現地音の漢字表記ではないのである。この点、同じ武帝紀に存する「柏梁臺」「通天臺」の「臺」と同義なのである。

このように考えてくると、「輪臺」もまた、西域における城塞として、漢側の命名によるものであると見なすことの自然であることが判明するのである。少くとも、牧氏のように「命頭」も「輪臺」も、共に同一現地音の漢字表記の移行にすぎない、という断案の容易に成立しがたいことが明らかとなろう。

さらに注目すべきは、史記における左の記事である。

○匈奴單于曰頭曼。頭曼不勝秦。北徙十余年。（史記匈奴伝）
右の「頭曼」が、漢書においても、この文を承述しつつ、同じく「頭曼」と記せられていることは、先にあげた如くである。決

して「臺曼」ではない。してみると、牧氏の「頭（史記）→臺（漢書）」という、表音表記漢字の移行説は明白に否定せられねばならないこととなるであろう。^⑩

① 「古田武彦氏の『邪馬壹國』について」（龍谷法學第2巻第2・3・4号、一九七〇年九月）

② 牧氏はこの「宛善馬」を「漢善馬」として引用され、これをみずから不審としておられる。（中央民族学院院研究部主編「歷代各族伝記会編」北京新華書店昭33によられた。）けれども、宋慶元黃善夫刊本（廿四史百衲本所収）による限り、史記も「宛善馬」であり、文意もそれであれば通じない。よって今は右の宋刊本によって記した。

③ 牧氏はこれに追加して現地音は「リト」かもしれないと言われている。

④ 史林所収論文83ページ。

⑤ もっとも「頭」がいかなる現地音の漢字表記であるか、という問題は、この字の上古音の追跡によってはじめて確定し得るものである。

⑥ 「亭」は宿駅を言い、「陁」は深險の処に依りて行道を開通するもの、を言う。

⑦ これは漢書西域伝序文に、つぎのようにあることによっても明らかである。

○漢興至于孝武事征四夷、威德……於是自敦煌西至鹽澤、往往起亭。輪臺、渠犂皆有田卒數百人、置使者校尉領護、以給使外國者。

⑧ この「命頭」の字面は有名な「崑崙山」に関連すると思われる。なぜなら、この「命頭」の文の直前につぎの文があるからである。

○漢侯窮河源、河源出于嶺、其山多玉石、采來。天子按古圖書、名河所出山曰崑崙。（史記大宛伝）

また同じ「大宛伝」末には司馬遷自身次のように記している。

○太史公曰「禹本紀言『河出崑崙。崑崙其高二千五百余里，日月所相避隱為光明也。……所謂崑崙者乎。』」

この「崑崙」はまた「昆侖」とも記せられている。(漢書地理志)こうしてみると、この「命頭」は「崑崙(昆侖)山のほとり」といった意義の字面となっている。「崑」は「命」と同音であり、「崙」の方は「山」であることをしめすにすぎぬものと思われる。すなわち「命頭」の地理的位置と字義とがよく合致しているのである。

これは、先の尾崎論文再批判の第一にのべた

(一) 表音的段階(現地音に相当する文字群の撰択)

(二) 表意的段階(その名辭にふさわしい字面の一字撰択)

という漢字の表音表記の二段階の経過によるものである。

⑨ また註⑦の例にあるように、漢より外国に使用する者の休養の拠点とせられていたのである。

⑩ なお、この「命頭→輪臺」という地名変遷は、史料批判上きわめて興味深い問題をしめしているのであるが、この点は別稿に詳述したい。

十三

(二) 「臺」の変遷と表音表記について

つきに、牧氏の看過された重大な点は、漢書と三国志との間に存在する「臺」字使用の差異である。

すなわち、漢書に西域の地名ないし国名として「輪臺」のあることより、牧氏は

「西域の地方はいわゆる西戎の地方であり、外夷の地である点

では東夷の地と変わるところがないといわざるをえない。だから西戎の一國に用いた臺の字を東夷の一國において絶対に用いられないという理由はないと考えられるであろう。それで私は邪馬臺の臺の字は、前漢書の書例に従うて書かれた魏志の倭人伝では、最初から倭國の國都の所在地、即ち『女王之所都』であった『ヤマト』という国名の『ト』という音を表示するために用いられた文字であったのに相違なからうと思うのである。①」と論ぜられたのである。

前節の論証のように、「輪臺」の「臺」は「ト」の音表記ではない。これは漢側命名の「辺境の塞」名に基づくものであるから、「臺」字が表音表記としてでなく、「臺名」として用いられることは、何等不思議なことではない。

○(元鼎二年)春起柏梁臺。

○(元封二年冬十月……)還作甘泉通天臺・長安飛廉館。

○(太初元年)乙酉柏梁臺災。

右のように漢書(第六武帝紀)中にも幾多の用例が存在するのみならず、先にあげた「單于臺」のように、「辺境の塞、もしくは高樓」の場合にも使用されているからである。

この際、問題の焦点は「表音表記漢字」としての「臺」字である。そして牧氏が漢書中における「臺」トの表記例として提起

せられた「輪臺」は、実は当の問題に妥当しえないこと、今は明白となった。

しかし、さらにすすんで十分に明らかにしておきたいのは、左の点である。

それは、もししかりに、漢書段階(漢代)で「臺」ト」という表音例が見出されたとしても、それは決して三国志中の問題(邪馬壹国)表記の魏晋朝における適否)には妥当せしめえない。という一点である。

なぜなら、「臺」という字は

漢代 (1) 盛土の義

(2) 臺地の上の高樓、宮殿の義

(3) 人名等

魏晋代(1)(2)(3)、右に同じ。

(4) 天子の宮殿及び天子直属の中央官庁

という、意義上の発展を見ている。^③

しかも、魏晋朝においては、(4)の意義が代表的であり、かつ中(枢)をなした。それは「詣臺」(魏志倭人伝)という用例のしめすように、「臺」一字で、洛陽の天子の宮殿を指しえた、という一事からも判明するであろう。

このような状況下にあつて、「ヤマト」という現地名を「邪

馬臺」と漢字表記する「ようなことは、魏晋朝の史官(陳寿等)にとって、絶対にありうべきことではなかった。

なぜなら、先にのべたように、現地音の表音表記の場合、

(Ⅰ) 多字段階(音の相当する漢字群)

(Ⅱ) 一字段階(名辭にふさわしい意義をもつ一字選択)

という二段階の経過は不可避である。

そしてこの(Ⅱ)段階において多数の「卑字」の使用されたこと、倭人伝に見る如くである。しかも、それは肝心の「邪馬壹国」という単語の中にも表われている。

しかるに、魏晋朝の史官が、その同一単語中に「臺」という魏晋朝至高の「貴字」を使用すること——それは、まさにありうることではない、というほかないのである。

これを要約すれば、牧氏のあげられた事例は

(Ⅰ) 「輪臺」それ自身、現地音の表音表記例ではなかったから、当をえていなかった。

(Ⅱ) 典拠が漢書であるから、この問題に関する限り、三国志の論証事例とはなりえないものであった。

この二点とも、わたしの論証に対する反論として、不適切であったことが判明したのである。

以上によって、尾崎・牧両論文に対する再批判を終えた。

最後に、両氏には文献関係や御教示において厚き恩顧をこうむっていることを謝し、さらに、後学に対し卒直な批判をお寄せ下さった学問上の恩義に報いるために、この稿をしたためたことをとくに記させていただきたい。もし反証の途次、過辭あらば、学問のためひとえに御寛恕賜わらんことを伏して願う。

ことに尾崎氏はその論文の末尾に「それぞれの専門の分野に立ち戻り……いまは論争をやめることこそが必要なのではあるまいか。」という「論争停戦の提案」を行われている。

しかしながら、学問にこそ小休止はない。いかなる論争も、共通の真実に逢着する日までやむことはありえないのではあるまいか。

それゆえ、わたしは両氏のさらなる反批判と御叱正を切願しつつ、一旦筆を擱かせていただくこととする。

① 龍谷法字所収論文

② この「輪臺」は地名変遷とその史料の反映について、大略左のようであったと思われる。

(1) 「刃境の臺」としての漢側の命名。(武帝時代——ただし、史記の著者司馬遷段階では採用されていない。)

(2) 「命頭」に代る地名もしくは国名として一般化。(漢書の著者班固の段階)

(3) 班固は史記の文を承述するとき、すべて「命頭→輪臺」と地名置換を行って引用。

以上の点について、別稿で詳述したい。
③ 古田第一論文「邪馬壹國」八、十六参照。

〈補註〉

「伊都國」の表音表記について

倭人伝の中に「ト」の音に相当する表記として「都」字が用いられている。「伊都國」がそれである。これは明らかに現地音の漢字表記である。今、この国名について簡明な論証を加えよう。

周知のように、倭人伝にはつぎの一節がある。

○南至邪馬壹國。女王之所都。

すなわち、邪馬壹國は倭國の王の「都」としてとらえられている。

一方、この「都」字は、右の「伊都國」にしまされている如く、現地音「ト」の類の音の漢字表記として使用されている。

都ト (集韻) 東徒切

ツ、

刀又 ㄊ

刀又 ton

従って、もしかりに「ヤマト」という現地音の地名が倭王の治所であったとしたなら、そのとき陳寿は当然これを「邪馬都」と表記したものである。^①

なぜなら、現地音の漢字表記のルールは、すでにしばしばのべた通り、

(Ⅰ) 表音的段階——多字撰択

(Ⅱ) 表意的段階——一字撰択

の二段階を経過するのであるから、第二段階において、「ト」の現地音に対して、この場合「都」字以上にふさわしい文字はありえないのである。

ところが、この適切な文字を用いず、魏晉朝においては天子の宮闕を

特定して指称した「臺」字、しかも倭人伝中にも「諸臺」として、天子指称の語として使用している「臺」字を用いたとしたら、これほど不可解・不適切の用字法は存在しないであらう。

このような、「表音表記」の視点からも、三國志の原文面に「邪馬壹國」をあてようとする説は完全に否定されざるをえないのである。

しかしながら、この問題は直ちにつきの局面を提起する。それは「倭王の治所にあらざる伊都國をもつて、なぜ「伊都國」と表記したのか。」という疑問である。

たしかに、「卜」類の音の文字は数多いのであるから、ここに特徴ある「都」字の用いられていることは、まさに疑うべき問題なのである。

これについて左に説明しよう。^④

この「伊都國」という表記は、洛陽にあった史官陳寿にとつて、深い典拠と類縁を有したものであると考えられる。

なぜならば、洛陽の近傍にこれと相關する字面をもつ「伊闕」の地があったからである。

A 十四年、左更白起、攻韓魏於伊闕、斬首二十四万、虜公孫喜、拔五城。〔史記、秦紀〕

B 塞轅轅伊闕之道。〔史記、淮南王伝〕

C 舜乃使禹疏三江五湖、闕伊闕、導滬、盛潤。〔淮南子、本經訓〕

D 背伊闕、越轅轅。〔曹植、洛神賦〕

E 中平元年、置八閩都尉官。〔後漢書、靈帝紀〕

〔注〕 謂函谷・広城・伊闕・大谷・轅轅・旋門・小平津・孟津・也。F 靈帝中元元年以河南尹何進為大將軍率五營士屯都亭、置函谷・広城・伊闕・大谷・轅轅・旋門・小平津・孟津等八閩、都尉官治此。

この「伊闕」は春秋時代の周の閩塞に当る。

○使女寬守閩塞。〔左氏、昭二十六〕

〔注〕 洛陽西南伊闕口也。

そして右のE・Fにあるように漢の靈帝の八閩の一であり（中元元年はA・D一八四）、洛陽の西南にあたる閩塞であった。

「伊闕」の「闕」は、天子の居所たる宮殿の意義であり、「伊」は「伊邇」（イジ、コレチカシ）の義で、近傍なるをしめす）の熟語にある発語の辭である。

○不遠伊邇、薄送我畿。〔詩經、邶風、谷風〕

「伊」そのものに直接「近」の意義があるわけではないけれども、この詩經の著名な詩句のイメージからしても、首都洛陽なる宮殿の西南閩を擁する地として、「伊闕」の地名は、きわめてふさわしき字面として洛陽の人々には感ぜられていたであらう。（この地に「伊水」もある。一史記秦本紀正義、注水經）しかも、先の淮南子の例Cにあるように、この「伊闕」をひらいたのは聖天子禹である、という伝承がともなっていた。

この禹の東治、五服の制を典範としつつ、その古制（夷蛮の王の、中國の天子への朝貢の礼）を今に守る國として、倭國を描き、その中心國家として「邪馬壹國」の名をはじめて記したのが三國志の著者陳寿であった。

こうしてみると、この女王の都する國の西隣にあつて、「那使の常に駐る所」として、その閩塞の如き位置を占めた「伊都國」に対して、「伊都」の字面があてられたのは偶然ではないであらう。

すなわち、この「伊都」の「都」は、その地そのものを「都」と見なしているのではなく、ほかならぬ「邪馬壹國」のことを指しているのである。すなわち、「伊都」とは「女王の都に遠からず伊邇たる地」の意義をもつのである。これは中國側の「伊闕」が「宮闕」の存する当の地ではなく、中心地洛陽に隣接した閩塞であったのと同様なのである。

わたしは前掲書において、邪馬壹國の所在地をもつて、博多湾に臨む平野部とその周辺山地として指定した。この解説結果は、伊都國を

もってまさに「隣接した近傍の地」とする点、この字面の意義ともよく適合しているのである。

以上の考察を要約しよう。

- (Ⅰ) 倭人伝で「ト」音として用いられているのは「都」である。
- (Ⅱ) この「都」字は、意義上からも倭国の首都にあてる表記として、もっともふさわしい。
- (Ⅲ) それ故、「女王の都」の現地音がもしかりに「ヤマト」(大和・山門等)であったならば、当然それは「邪馬都」と記せられたはずである。
- (Ⅳ) しかるに三國志倭人伝に「邪馬都」というような表記が採用された痕跡は絶無である。
- (Ⅴ) それ故、この四点の論理から検しても、三國志倭人伝の中心國名を「ヤマト」という現地音の漢字表記と見なそうとする、一切の試みは遂に空しいことが確認せられるのである。

① 万葉仮名の表記において、同一音に対して甲類乙類の別あることはよく知られている。(橋本進吉「国語音韻の研究」一九七ページ参照) これによってみると、

(1) 伊都、怡土、山門、(甲類)

(2) 耶麻騰、夜麻登、野麻登、夜麻吾、耶麻等、(大和) (乙類)

となるから、三國志においても、一見表記を別にするのではないかと見えよう。

しかしながら、三國志における表記法はけっして「純音韻主義」的表記ではない。すなわち(Ⅰ)「音韻の一致」でなく、「音韻の類似」のみが必要とされている。(Ⅱ)対象の内実にふさわしい字面の意義が重視されている。

この二点を前掲書(第五章一参照)において立証した。

従って「女王の都」の場合、現地音の甲類乙類の別にかかわらず、「ト」に類した音は「都」字で表現されるのがもっとも適切である、と見なすはかない。(倭人伝の漢字表記に甲類乙類が区別して表記されているという証拠——表記法則性の立証——は存在しない。)

② 「都」には「天子の居する地」の意義がある。

○天子治居之域曰都、舊都曰邑。〔華嚴經音義〕

しかし、一般的な「王の居する所」の意義もある。

○国城曰都、都者、国君所居、人所都会也。〔華嚴經音義〕

三國志においても「京都」の場合には天子の居する洛陽を意味するが、「都」の字は「王の治する所」に用いられている。

○高句麗……都、丸都之下。……其国有王。〔東夷伝中の高句麗伝〕

③ 「諸臺」は直接には「天子の宮殿に詣る」の義であるが、その内実は「天子に面謁を乞う」ことである。すなわち「詣天子」と結局同義に帰する。

④ 伊都國は「世有王、皆統屬女王國。」と書かれている。

すでに「王の治する所」であるから、この地も「都」と称せられた、という理解も成立するかに見えよう。しかし、倭人伝の記載事実において「女王の都する所」とされて、明白に「都」と称されているのは、邪馬壹國のみである。また高句麗のような、他の東夷伝の例においても、「都」は「一國につき一箇所しか記載されていない。それゆえ「邪馬壹國」と相並んで「伊都國」それ自身も「都」と見なされていた。」という理解は結局成立しがたい。

〈補論〉

史料批判の条件について

本稿において対象とせられた尾崎・牧両論文とも、わたしの史料批判の方法に対して、その根本を異にしている。

そこでこの方法論の問題について簡明にのべよう。

眼前に一箇の史料(α)がある。この中の一箇所(A)が後代の研究者の目にとって「不当」に見えたとき、かれはこの(A)を実は(X)のあやまりであろうと見なす権利を当然もっている。

しかしながら、その場合、つぎの二つの条件が不可欠である。すなわち

(一) 部分(A)のままでは、全体(α)に関する一貫した理解が絶対に成立しえない。すなわち「α—A」間の矛盾の論証。

(二) これに対し、もし部分(A)を部分(X)に改めれば、全体(α)とそのすべての各部分に対し、一貫して整合した理解が成立することの論証。この二点である。したがって、この二条件を欠いている場合、「改定」説が成立しえないことは当然である。それゆえ「改定」説は右の二条件を確実に所有しているか否かが常に検証せられねばならぬ。

これに対し、新しい研究者が右の「改定」説に対して疑いを抱き、

(ii) 右の「A→X」の改定によっても、全体(α)についての一貫した理解が成立しえないこと。

(i) かねて原文面の「α—A」のままで、一貫した理解が成立しうること。

この二点を提示したとしよう。にもかかわらず、依然として先の「改定」を正しとする論者が存在するならば、かれにとってなすべき義務——それは先の(i)(ii)の二条件を再び蔽として確立することにつきるのである。

これを行わず、「原文面」と「改定文面」と双方とも成り立つ余地があることをのべたり（尾崎説）「改定文面」もまた可能であることを若干の徴証によって論弁しようとしたり（牧説）しても、それは論理上、「改定」説再建のための適格条件を構成しえないのである。このような論理上不十分の地点に両論文がとどまっているのは、両氏が方法論上

「史料に依拠する立場」に立たず、逆に「定説に依拠する立場」に立つておられるからである。

すなわち、両氏は学界において改定説が「定説」とされているという現状に依拠して、わたしの批判にもかかわらず、「このように考えれば、「改定」説もなお許容しうる」といった論をしめせば、それだけで「改定」説が保証されるかのように錯覚されたのである。

本稿において、事実問題として、両氏のしめされた各徴証はそれが成立しえないことや不十分なものであることがそれぞれ論証された。しかし、もしかりにそれらの諸徴証もまた成立しうるとしても、右にのべたような論証の筋道において見れば、決して「改定」説は再建されたとなしえないのである。ここに両論文の方法論上根本の脆弱点が存在したのである。

わたしたちはあくまで史料の原状況を眼前にすえ、常に論理をそこから厳しく出発させねばならぬであらう。

なせなら、「改定」者がいかにその説の研究史上を支配した長い時の「実績」を背景にしていようと、それは結局において研究者という人間の側の問題にすぎず、代って史料に対すべき研究者の義務、すなわち「改定」者にならうべき二条件をいささかも免責するものとはなりえないこと、明瞭だからである。